

第三号書式

障害者非課税信託廃止申告書					
税務署長殿			令和 年 月 日		
受 益 者 (特定障害者)	ふ り が な 氏 名				
	住 所 又 は 居 所				
	個 人 番 号				
代 理 人	ふ り が な 氏 名				
	住 所 又 は 居 所				
下記の事情により、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づき下記の通り信託されていた財産に係る信託受益権がなくなり、又は当該信託受益権の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。					
委 託 者	氏 名				
	住 所 又 は 居 所				
受 託 者	名 称		営業所等		
	法 人 番 号				
	所 在 地		所 在 地		
既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等	信託財産の種類	信託財産の所在場所		構造・数量等	
	信託受益権の価額	受 益 権 の 内 容	信託年月日	記 号 番 号	
信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けていた部分の価額					
信託受益権がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細			受託者の営業所等の受理年月日 		

備考

- 一 この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であつたこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であつたことにより取り消されたことにより当該障害者非課税信託申告書に記載された信託受益権がないこととなつた場合又は当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者が、遅滞なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
 - 1 「受益者(特定障害者)」、「代理人」及び「委託者」の欄の
 - イ 「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。
 - ロ 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
 - 2 「受託者」の欄の
 - イ 「営業所等」の項には、この申告書を作成する日において上記一の当該信託に関する事務を取り扱っている受託者の営業所等を「何信託銀行何支店」のように記載すること。
 - ロ 「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - 3 「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額等」の欄に記載したものを記載すること。
 - 4 「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けていた部分の価額」の欄には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄に記載した価額を記載すること。
 - 5 「信託受益権がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細」の欄には、上記一の特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であつたこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であつたこと又は当該契約に基づいて信託された財産の価額に相当する額の遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細を記載すること。